

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
31	B 地方 に対する規制 緩和	その他	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が、密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことから、その見直しを求める。	<p>(提案にあたっての基本的な考え方)</p> <p>本提案については、昨年提案を行ったところ、所管府省である総務省の第2次回答は「提案の実現に向けて対応を検討」とされ、有識者会議における当面の方針の取扱区分では、「実現に向けて実施の具体的手法や時期等を引き続き検討」とされた。その後、総務省の第2次回答での確認事項に対して意見を提出し、総務省において各府省と調整されたが、最終的に対応方針では「実現できなかったもの」とされた。広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲が、広域連合の事務に密接に関連する事務に限定されていることで、地方自治法に基づく要請権が実質的に行使できないものとなっており、広域連合制度の充実を図る上での障害となっていることを明らかにすることにより、改めてその見直しを求めたい。</p> <p>(制度改正の必要性等)</p> <p>現行規定では、広域連合が必要と考える事務の移譲を国に要請するためには、それに先立って、構成団体から密接に関連する事務の広域連合への持ち寄り(移管)を先行しなければならないことになるが、広域連合においては、国から移譲される事務と構成団体から移管された関連する事務とを一体的に処理することしないと、二重行政の解消や事務集約化による効果が十分に得られないばかりか、国からの事務移譲がともなわないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができない。</p> <p>広域連合としては、国に事務の移譲を求める上では、構成団体の関連する事務を持ち寄って一体的に処理を行うことを考えており、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務だけを持ち寄ることを求められることで、実質的にその行使ができないことになってしまっている。</p>	地方自治法第291条の2第4項	総務省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
299	B 地方 に対する規制 緩和	その他	地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)の制定	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	<p>【具体的な支障事例】</p> <p>国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方向の人事交流システムが整備されている。この人事交流は、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を自らの従業員として雇用する「交流派遣」と、国が期間を定めて民間企業の従業員を常勤の国家公務員として採用する「交流採用」から成っており、交流する者は、期間中、それぞれ交流先に採用され、期間終了後は派遣元の業務に復帰する仕組みとなっている。こうした透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、公務の公正な運営を確保しつつ、国の機関と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能な制度となっている。</p> <p>一方、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員法の範囲内での任用とせざるを得ず、それゆえ、企業との雇用関係を維持したまま自治体に任用することが不可能となっており、民間企業の従業員を、身分の安定や守秘義務を担保した上で権限を行使する業務に従事させることができない。また、地方公務員の身分を有したまま民間企業に雇用されることもない。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員法によらずに任用できるような抜本的な見直しを行い、官民人事交流法と同様の制度を創設することが必要である。</p>	—	総務省	神奈川県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
333	B 地方 に対する規 制緩和	その他	地方債対象事業の拡 充	<p>民間事業者(株式会社)による保 育所整備等、公共施設の建設事 業に係る補助に要する経費への 起債充当を可能とすること</p>	<p>【制度改正の必要性】 保育所待機児童解消のため、株式会社の参入を進める等の取組を行っているところだが、他団体への補助に関する 地方債の対象は「公共的団体が設置する公共施設の建設事業に係る助成に要する経費」に限定されており、株式会 社に対する補助には地方債を充当できないため、財源の確保が困難となっている。</p> <p>【支障事例】 民間事業者の保育所整備に係る補助金を支出する場合に、地方債を発行できないことにより、単年度における必要 な財源が大きくなるため、待機児童解消に対応するために必要な保育所の定員拡大などの対策が、十分にできない。 そのため、他の必要なサービスから財源を捻出するなどの支障が生じている。</p> <p>【懸念の解消策】 株式会社について、 ①倒産 ②提供する保育の質の低下 ③公的セクターの意思による実質的な運営が及ばないこと 等の懸念があるとの指摘があるが、 ①株式会社でも社会福祉法人でも法人形態による倒産のリスクに、大きな違いはない ②保育所の整備においては、法令による基準を遵守しなければならないことは、民間であっても変わらないため、質 の切下げは不可能 (上記①②の懸念に対する反論は、平成26年6月25日公正取引委員会報告書においても言及されている。) ③公的セクターの意思による実質的な運営という点では、一般の民間事業者は、「地方公共団体が…2分の1以上出 資している法人」との比較においては、差異はあるが、社会福祉法人は、「公共的団体」として、起債対象とされている ところである。この点、社会福祉法人についても、公的セクターの意思による実質的な運営が及ぶ度合としては民間 事業者と大差なく、また、民間事業者による保育所の設置認可等については、社会福祉法人に対する認可と比肩でき るほどの審査基準が設けられており(児童福祉法第35条第5項、平成26年12月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭 局長通知(雇児発1212第5号)「保育所の設置認可等について」の一部改正について 参照)、その審査基準に適合 している民間事業者は、「公共的団体」と同視しうる。 以上の点より、株式会社の参入に対し、法律上の審査基準が厳格に運用されることで、上記懸念は解消できるものと 考えられる。 また、本提案は、必ずしも地方財政法の改正を求めるものではなく、個別の法律を改正し、特例を認めることを含めて 提案するものであることを考慮されたい</p>	地方財政法	総務省(特例の場合、 その法律の所管省庁)	横浜市